当施設の「所定疾患施設療養費」の算定状況について

厚生労働省の規定に基づき、下記の通り当施設の所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

■「所定疾患施設療養費」の算定要件

- 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、１回に連続する７日を限度とし、月１回に限り算定するものであるので、１月に連続しない１日を７回算定することは認められないものであること。
- 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

  イ：肺炎　ロ：尿路感染症　ハ：帯状疱疹　ロ：蜂窩織炎

- 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行なわれた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
- 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

■「所定疾患施設療養費」の算定状況（令和4年度）

サービス提供月	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		年 計	
	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数	延人数	延日数		
肺 炎							1	6	1	1	1	7													3	14
尿路感染症	2	6	2	7	4	16	6	28	5	19	3	12	4	21											26	109
帯状疱疹									2	14															2	14
蜂窩織炎																									0	0
月計	2	6	2	7	4	16	7	34	8	34	4	19	4	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	137